

HP

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の方に対し、生活支援を行うため給付金を支給します。

支給対象者（次のいずれかに該当する方）

①申請が不要な方

令和3年4月分の児童手当（※1）または特別児童扶養手当の受給者で、令和3年度市民税均等割が非課税の方（令和3年4月～令和4年2月末までの出生児童も対象となります。）

②申請が必要な方

令和4年3月末までに18歳になる児童（※2）の養育者で、以下のいずれかに該当する方

▷令和3年度市民税均等割が非課税の方

▷新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度市民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方

※ 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）が支給済みの方は対象となりません。

※1 公務員の方は申請が必要です。

※2 一定の障がいがある児童の場合は、20歳未満までが対象となります。

給付額 対象児童1人当たり一律5万円

申請方法・支給時期 支給要件や必要な手続き等については、国から詳細が示され次第、市のHPなどでお知らせします。

申請期限 令和4年2月末日（必着）

お問合せ 子育て支援課専用ダイヤル ☎21-3353

HP

函館市事業継続臨時支援金

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛などにより大きな影響を受け、特に厳しい経営状況にある市内の飲食店等に対して、支援金を給付しています。

対象事業者 次の対象施設を市内で営む法人または個人事業者

- 飲食店
- ホテル・旅館等
- 観光土産店（主に観光土産品を販売する店舗）

主な対象要件

- 令和3年2月25日時点で営業に必要な許認可等を得たうえ開業し、今後も事業を継続する意思があること
- 新型コロナウイルス感染防止対策を実施していること

給付金額 1事業者につき20万円

※ ホテル・旅館等のうち、民泊の場合は1事業者につき10万円

申請方法 郵送または電子申請（HPから申請）

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、持参による申請書の提出は受け付けておりません。

申請期限 6月30日(水)（消印有効）

詳細は募集要項またはコールセンターでご確認ください。

募集要項は市役所1階、各支所で配布しているほか、市のHPからダウンロードできます。

お問合せ 支援金コールセンター ☎87-6534
平日 午前9時半～午後5時半

HP

経済センサス 活動調査

全国すべての事業所・企業が対象です。

6月1日が調査基準日となるので
ご協力よろしくお願いいたします。

安全で便利なインターネット回答がおすすめです。
ご回答よろしくお願いいたします。



<https://www.e-census2021.go.jp/>

経済センサス2021

検索



お問合せ 総務課 ☎21-3651



HP

亀田交流プラザ・亀田支所 共用駐車場の利用について

亀田交流プラザでは、HPに貸室の予約状況などを基にした駐車場の混雑予想を掲載しています。

混雑が予想される場合には、可能な限り、公共交通機関の利用をお願いいたします。

また、自家用車をご利用の際は、乗り合いにご協力いただくほか、混雑時に備え、時間に余裕を持ってお越しいただくなど皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

お問合せ 亀田交流プラザ ☎86-7980

📍<https://kamepula.jp/>